



法人県民税

、令和7年の課税所得に基づき課税される場合のものです。

会社などの団体(法人)も私たち個人と同じように権利を持ち、義務を負います。

また、いろいろな行政サービスを受けており、これらの経費を分担するため、税金を負担しています。



納める人

区 分		均等割	法人税割
県内に事務所又は事業所を設けている法人		○	○
県内に事務所又は事業所はないが、寮、保養所、集会所等のみを設けている法人（人格のない社団等又は公益法人等（収益事業を行っているもの）を含む）		○	×
県内に事務所又は事業所を設けている人格のない社団等又は地方税法第25条第1項第2号に規定する公益法人等	収益事業を行っているもの	○	○
	収益事業を行っていないもの	×	×

納める額

法人県民税

区 分		納める額	
			納める額のうち やまがた緑環境税分
均等割	資本金等の額が 50億円を超える法人	年額 880,000円	80,000円
	“ が 10億円を超え 50億円以下 の法人	年額 594,000円	54,000円
	“ が 1億円を超え 10億円以下 の法人	年額 143,000円	13,000円
	“ が 1,000万円を超え 1億円以下 の法人	年額 55,000円	5,000円
	上記以外の法人と人格のない社団等	年額 22,000円	2,000円

区 分			納める額		
			平成26年9月30 日以前に開始し た事業年度	平成26年10月1 日以後に開始す る事業年度	令和元年10月1 日以後に開始す る事業年度
法人 税割	資本金等の額が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社、資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社並びに投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人		法人税額× 5.8%	法人税額× 4.0%	法人税額× 1.8%
	資本金等の額が 1億円以下の法人	法人税額が年1,000万円を 超える法人	法人税額× 5.8%	法人税額× 4.0%	法人税額× 1.8%
		法人税額が年1,000万円 以下の法人	法人税額× 5.0%	法人税額× 3.2%	法人税額× 1.0%

申告の種類		申告と納税の時期
1 中間申告 (事業年度が6月を超え、 法人税の中間申告額が 10万円を超える法人)	(1) 予定申告	法人税の中間申告書の 提出期限まで 〔事業年度開始の日以後6月を 経過した日から2月以内〕
	(2) 仮決算に基づく中間申告	
2 確定申告		法人税の確定申告書の 提出期限まで 〔原則として事業年度終了の日 から2月以内〕
3 公共法人・公益法人等で均等割のみを課税されるもの		4月30日

その他（国税）

地域間の税収格差を是正するため、法人県民税法人税割の税率の引下げに伴い、当該引下げ分に相当する地方法人税（国税）が新たに創設され、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。